

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
中期目標

(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

(平成24年1月変更)

岐 阜 県

目次

| | | |
|-------|---------------------------------|---|
| 1 | 前文 | 1 |
| 2 | 中期目標の期間 | 1 |
| 3 | 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 |
| 3-1 | 診療事業 | 1 |
| 3-1-1 | より質の高い医療の提供 | 1 |
| 3-1-2 | 患者・住民サービスの向上 | 2 |
| 3-1-3 | 診療体制の充実 | 2 |
| 3-1-4 | 近隣の医療機関等との役割分担及び連携 | 2 |
| 3-1-5 | 重点的に取り組む医療 | 2 |
| 3-1-6 | 小児医療の拠点機能の充実 | 2 |
| 3-2 | 調査研究事業 | 3 |
| 3-2-1 | 調査及び臨床研究等の推進 | 3 |
| 3-2-2 | 診療等の情報の活用 | 3 |
| 3-2-3 | 保健医療情報の提供・発信 | 3 |
| 3-3 | 教育研修事業 | 3 |
| 3-3-1 | 医師の卒後臨床研修等の充実 | 3 |
| 3-3-2 | 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施 | 3 |
| 3-4 | 地域支援事業 | 3 |
| 3-4-1 | 地域医療への支援 | 4 |
| 3-4-2 | 社会的な要請への協力 | 4 |
| 3-5 | 災害等発生時における医療救護 | 4 |
| 3-5-1 | 医療救護活動の拠点機能 | 4 |
| 3-5-2 | 他県等の医療救護への協力 | 4 |
| 4 | 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 4 |
| 4-1 | 効率的な業務運営体制の確立 | 4 |
| 4-1-1 | 簡素で効果的な組織体制の確立 | 4 |
| 4-1-2 | 診療体制、人員配置の弾力的運用 | 5 |
| 4-1-3 | 人事評価システムの構築 | 5 |
| 4-1-4 | 事務部門の専門性の向上 | 5 |
| 4-2 | 業務運営の見直しや効率化による収支改善 | 5 |
| 4-2-1 | 多様な契約手法の導入 | 5 |
| 4-2-2 | 収入の確保 | 5 |
| 4-2-3 | 費用の削減 | 5 |
| 5 | 財務内容の改善に関する事項 | 5 |
| 5-1 | 経常収支比率 | 5 |
| 5-2 | 職員給与費対医業収益比率 | 5 |
| 6 | その他業務運営に関する重要事項 | 6 |
| 6-1 | 職員の就労環境の向上 | 6 |
| 6-2 | 県及び他の地方独立行政法人との連携 | 6 |
| 6-3 | 医療機器・施設整備 | 6 |
| 6-4 | 法人が負担する債務の償還に関する事項 | 6 |

1 前文

岐阜県総合医療センターにおいては、県民が身近な地域でいつでも安心して良質な医療を享受できるように、地域の基幹病院として地域の医療水準の向上、住民の健康と福祉の増進に取り組んできた。

しかし、少子・高齢化の進展、医療技術の高度化・専門化、疾病構造の変化、医療需要の高度化・多様化などにより、近年の医療を取り巻く環境は大きく変化している。

特に、産科・小児科の医師不足、手厚い看護体制の導入に起因する看護師不足、診療報酬のマイナス改定等、医療、病院経営を取り巻く状況は一段と厳しさを増している。

一方、県民の健康への関心はきわめて高く、今後、これまで以上に、質の高い医療サービスを求められることが十分に予想される。

これからも、岐阜県総合医療センターとして、このような、医療制度や社会経済情勢の変化に迅速に対応し、県民が必要とする医療をより良くかつ継続的に提供することができるように、地方独立行政法人に移行することとし、この中期目標において、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の業務運営の目標や方向性を示すこととする。

地方独立行政法人化後は、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かした、自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、二次医療圏はもとより、三次医療圏の中核的な病院として、県下全体を視野にいて、県民が必要とする安全・安心・良質な医療を提供するとともに、県全体の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。

2 中期目標の期間

この中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3-1 診療事業

岐阜地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。

3-1-1 より質の高い医療の提供

法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。

特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に

努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。

また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカルパスの導入促進に努めること。

さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療安全対策を徹底すること。

3-1-2 患者・住民サービスの向上

来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整備、医療情報に関する相談体制の整備・充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めること。

また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組みを作り、患者・住民サービスの向上を図ること。

3-1-3 診療体制の充実

医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来の設置や充実など診療体制の整備・充実を図ること。

3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携

近隣の医療機関等との役割分担を明確にするとともに病病連携・病診連携を一層推進し、地域の実情に応じて岐阜地域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を実施すること。

さらに、退院後の療養に関する各種情報を提供することにより、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。

3-1-5 重点的に取り組む医療

高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるが県民が必要とする医療を、岐阜県総合医療センターとして重点的に実施すること。

特に、「救命救急医療」、「心臓血管疾患医療」、「周産期医療」、「がん医療」、「女性とこども医療」を、岐阜県総合医療センターにおける重点医療として位置付け、さらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供すること。

なお、こども医療については、救急医療体制の強化、高度・専門的な医療を必要とする重症心身障害児の入所施設の整備など、拠点としての機能の一層の充実を図ること。

3-2 調査研究事業

岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを求める。

3-2-1 調査及び臨床研究等の推進

高度・先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。

県及び岐阜地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。

3-2-2 診療等の情報の活用

電子カルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を岐阜県総合医療センターで提供する医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。

3-2-3 保健医療情報の提供・発信

県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。

3-3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。

3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実

専門医等の研修施設として認められた病院（臨床研修病院）として、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医）の積極的な受入れを行なうこと。

岐阜大学医学部附属病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を活かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。

3-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施

県内に就学している看護学生の実習受入れ、救急救命士の新規養成及び再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実に努めること。

3-4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行うことを求める。

3-4-1 地域医療への支援

地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の確保に努めること。

医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援を行うこと。

代診医師の派遣や巡回診療等、県全体での広域的なへき地医療支援事業の企画・調整など、県におけるへき地医療対策を円滑かつ効率的に実施すること。

3-4-2 社会的な要請への協力

岐阜県総合医療センターが有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力を行うこと。

3-5 災害等発生時における医療救護

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療救護を行うことを求める。

3-5-1 医療救護活動の拠点機能

災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県或いは岐阜地域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

岐阜県の基幹災害医療センターとして、県内の災害拠点病院に対し災害医療研修や災害医療訓練（公開）を行うなど指導的役割を発揮すること。

3-5-2 他県等の医療救護への協力

県内のみならず他県等の大規模災害等においても、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するなど、積極的に医療救護の協力を行うこと。

4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

4-1 効率的な業務運営体制の確立

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。

4-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立

医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、法人の理事長のリーダーシップが発揮できる簡素で効果的な組織体制を確立すること。

ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

4-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用

医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用を行うこと。

常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。

4-1-3 人事評価システムの構築

職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図り、中期目標の期間の最終年度までに試行運用を行うこと。

4-1-4 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上すること。

4-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。

4-2-1 多様な契約手法の導入

透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図るとともに、費用の節減に努めること。

4-2-2 収入の確保

地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。

4-2-3 費用の削減

薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。

5 財務内容の改善に関する事項

5-1 経常収支比率

業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標の期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。

5-2 職員給与費対医業収益比率

職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の黒字病院の当該比率の平均値を参考に、中期計画にその目標を定め、中期目標の期間の最終年度までに達成すること。

6 その他業務運営に関する重要事項

6-1 職員の就労環境の向上

職員の実情等を考慮した柔軟な勤務形態の導入、院内保育施設等の整備・拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。

さらに、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。

6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携

人事交流など、県及び県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。

6-3 医療機器・施設整備

医療機器・施設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展など総合的に勘案して計画的に実施すること。

6-4 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実にを行うこと。